

武 雄 市 農 業 委 員 会

平 成 2 8 年 7 月 総 会 議 事 録

平成28年7月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成28年7月5日（火）
（開会）午後2時00分 （閉会）午後4時00分

2. 場 所 武雄市役所 本庁3階会議室

3. 出席状況 出席者36人 欠席者 1人

氏 名	出席	欠席	氏 名	出席	欠席
富 永 茂 人	○		山 北 義 見	○	
末 藤 良 郎	○		淵 靖 司	○	
中 村 和 仁	○		本 山 幸 雄	○	
佐佐木 幸 夫	○		田 栗 保 信	○	
小 柳 満	○		下 平 寅 義	○	
西 村 元 吉	○		松 尾 忠 則	○	
小 田 康 信	○		永 尾 廣 次	○	
中 村 一 明	○		中 原 位	○	
岩 永 和 裕	○		東 島 豊	○	
松 尾 薫	○		坂 口 千代喜	○	
向 井 健 作	○		安 永 和 廣	○	
中 野 重 信	○		浦 川 宗 博	○	
馬 場 征三郎	○		坂 口 正 勝	○	
井 手 辰 巳	○		相 原 經 憲		○
小 柳 信 博	○		大 串 和 文	○	
古 川 秀 文	○		川 内 智 彦	○	
伊勢馬場 一郎	○		岩 橋 久 美	○	
境 重 則	○		宮 原 洋 昭	○	
松 尾 正 博	○				

4. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	13件
議案第3号	農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第4号	農業振興地域内、農用地からの除外について	
議案第5号	武雄市非農地証明について	6件

事務局長

ただ今から、平成28年7月の武雄市農業委員会「総会」を始めていきたいと思えます。

本日は、33番相原委員より欠席の連絡があっております。

在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

会 長

(あいさつ)

それでは、ただ今から平成28年7月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。

今回は、議案第1号から議案第5号までとなっておりますので、審議をお願いいたします。

本日の議事録署名人に、15番 小柳信博 委員、32番 坂口正勝 委員を指名いたします。

それでは、議案審議に入ります前に、先月の定例会議でご審議いただきました案件につきまして、県知事への進達の結果を、事務局より報告してください。

事務局

農地法第4条の許可申請2件及び農地法第5条の許可申請10件中8件については許可がおりております。

以上、報告します。

会 長

さっそく議案第1号を議題といたします。

農地法第3条の規定による許可申請が2件提出されております。この2件の案件について、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局説明)

会 長

それでは、議案の説明が終わりましたが、この2件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

会 長

農業者年金についての手続き等について事務局より説明させます。

32番委員

経営面積が、(経営面積) ぐらいだがすべて契約しなくていいのか。

事務局

更新ですので、自分の名義の分だけ契約すればいい。

10番委員

1番の単価は。

事務局

(金額) 円です。

会 長

それでは、質疑も無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。

議案第1号農地法第3条の規定による2件の許可申請につきましては、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号農地法第3条の規定による2件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

会 長

次に、議案第2号を議題といたします。

農地法第5条の規定による許可申請が13件提出されています。

この13件につきまして、事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

それでは、説明が終わりましたが番号1～4番につきましては、去る6月28日に調査委員会C班に調査を依頼しておりましたので、座長の井手委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長

平成28年6月28日午後1時00分から調査委員会をC班及び地元農業委員により、農地法第5条4件について武雄市役所3階会議室及び現地にて開催いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による申請番号1番の案件について、審議しました。

主な質疑内容は、①「委任状に記名がなく、確実に委任を受けたのか？」と指摘があり、⇒「再提出します。」と回答がありました。②「進入路は私道であるが、通

行の許可は取ってあるのか？」という質疑があり、⇒「営業に確認を取ります。」という回答があり、その後「共同住宅建設について周辺住宅には、昨年12月から今年2月にかけて戸別訪問して説明しています。また譲受人が進入路の権利の一部を取得する手続きをしているところであり、通行可となります。」と回答がありました。以上、質疑がありましたが、申請番号1番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による申請番号2番の案件について、審議しました。

主な質疑内容は、①「申請地南側の市道は拡幅するのか？」という質疑があり、⇒「既に分筆されており、市道は拡幅されます。水路の橋について建設課に確認したところその分広くなります。」という回答がありました。②「植栽はどうゆうものにするのか？」という質疑があり、⇒「背丈の低いものを考えています。」と回答がありました。③「周辺農地での農薬のへり散布を承諾されているか？」という質疑があり、⇒「事前に説明し、了承してもらっている。」という回答がありました。④「申請地北側の畦の施行はどうするのか？」という質疑があり、⇒「北側の農地も転用が予定されているので、両方で協議することになっている。」という回答がありました。以上、質疑がありましたが、申請番号2番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による申請番号3番の案件について、審議しました。

主な質疑内容は、①「パイプラインをどこに通すのか？」という質疑があり、⇒「現在申請地の真ん中にある市道に埋めてありますが、申請地北側から東側法面にかけて埋め戻します。」という回答がありました。②「申請地内の水路と市道はどうなるのか？」という質疑があり、⇒「水路は埋めますが、ボックスカルバートで南側の市道敷に移設します。市道は用途廃止になりますが、申請地西側に付け替えとなります。」という回答がありました。③「付け替えの市道幅は何mか？」という質疑があり、⇒「6mです。」という回答がありました。以上、質疑がありましたが、申請番号3番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

続きまして議案第2号農地法第5条の規定による申請番号4番の案件について、審議しました。

主な質疑内容は、「里道の幅員は現状のままか？」という質疑があり ⇒「4mになるように申請地内にセットバックします。但し道路側溝はそのままです。」という回答がありました。以上、質疑がありましたが、申請番号4番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

はい、ありがとうございました。

調査委員会の報告が終わりましたが、残りの9件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

2 番委員

6 番の件ですが、3 年間空家状態だったが、売りたいとの希望があり、今回の契約となった。地図をみれば里道となっているが公有水面です。宅地と同時に購入し、駐車場として利用したいとのこと。

3 6 番委員

1 3 番の件ですが、農道利用になるために、申請者と覚書を結んで承諾をしたということです。

2 5 番委員

1 2 番の件ですが、現地確認をしました。現地は耕作放棄地で、問題ないと思います。

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。

議案第3号 農地法第5条の規定による13件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地法第5条の規定による13件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

会 長

次に、議案第3号を議題といたします。

平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はいありがとうございました。それでは、議案の説明が終わりましたので、議案

第3号につきましては、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いますけれども、何かございませんでしょうか。

会 長

賃借料の筆で書いてあるのは全部でということですので。

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。

議案第3号平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画（案）につきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画（案）につきましては原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に議案第4号を議題といたします。

議案第4号農業振興地域内の内、農用地からの除外について農林課から説明をお願いします。

（農林課説明）

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第4号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いますけれども、何かございませんでしょうか。

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第5号の質疑をとどめます。

議案第4号 農業振興地域の内、農用地からの除外について、原案どおり承認することにご異議ございませんか

（異議なし）

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号農業振興地域の内、農用地から除外については原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に議案第 5 号を議題といたします。
武雄市非農地証明願い、6 件について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第 5 号武雄市非農地証明願いにつきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いますけれども。何かございませんでしょうか。

(質疑開始)

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第 5 号の質疑をとどめます。
議案第 5 号武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。
よって、議案第 5 号武雄市非農地証明願いにつきましては原案どおり承認することに決しました。

会 長

以上をもちまして、本日、提出されました議案につきましては、審議を全て終了いたしました、これをもちまして、平成 28 年 7 月の農業委員会総会を終わります。
どうもありがとうございました。

議事の顛末を記録し、署名する。

平成 28 年 8 月 5 日

武雄市農業委員会 会 長 佐々木 幸夫

〃 委 員 小柳 信博

〃 委 員 坂口 正勝

議事録調整者 永 尾 淳 一